

令和5年3月24日

於・特許庁庁舎16階特別会議室＋Web会議室

産業構造審議会知的財産分科会

令和4年度第2回審査品質管理小委員会

議事録

特 許 庁

目 次

1. 開会	1
2. 令和4年度審査品質管理小委員会報告書（案）について	2
3. 閉会	14

開 会

○田中品質管理室長 皆様、おはようございます。調整課品質管理室長の田中でございます。定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会令和4年度第2回審査品質管理小委員会を開催いたします。

本日は御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、一部の委員はウェブ会議システムによる御出席となっております。

御発言の際、この会議室に御出席の方は挙手していただき、指名されましたらお手元でございますワイヤレスマイクを御使用いただくか、机に備えつけのマイクのボタンを押して御発言ください。御発言が終わりましたらマイクをお切りいただくようお願いいたします。

ウェブ会議システムによる御出席の方は、挙手機能をお使いいただくか、御発言希望の旨をチャット欄に御記入いただき、指名されましたらマイク及びカメラのアイコンをオンにして御発言ください。御発言が終わりましたら、アイコンをオフにしていただくようお願いいたします。通信環境等の問題がありましたら、カメラのアイコンはオフのままでも結構です。音声聞こえないなど何かトラブルが発生しましたら、チャット欄に御記入ください。係の者が対応いたします。

本日、一橋大学大学院法学研究科教授・井上由里子委員長は、急遽、御事情により御欠席でございます。井上委員長より委員長代理として大須賀委員を御指名いただいておりますので、本日の議事進行は大須賀委員長代理にお願いしたいと存じます。大須賀委員長代理、どうぞよろしくお願いいたします。

○大須賀委員長代理 ありがとうございます。本日、議事進行を大須賀のほうで務めさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、皆様、御参集いただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、事務局から定足数、配付資料の確認をお願いいたします。

○田中品質管理室長 まず定足数を確認させていただきます。本日は、冒頭に申し上げましたように、井上委員長が御欠席ですが、議決権を有する10名の委員のうち9名の御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、本日の小委員会は成立となります。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。この会議室においては、お手元のタブレ

ットに資料を格納させていただいております。タブレットの使用方法については、お手元にタブレットの使い方というペーパーがございますので、そちらを御参照ください。ウェブ会議システムによる御出席の方は、事前に送付しております資料を御覧ください。

本日の配付資料は3点で、議事次第・配付資料一覧、委員名簿、資料1「令和4年度審査品質管理小委員会報告書（案）」でございます。本日、一部の委員はウェブ会議システムによる御出席となっておりますので、事務局からの説明につきましては、資料1のレイアウトを投影用に整えたものを使用して行わせていただきます。

続きまして、議事の公開についてです。今年度は、第1回と同様、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一般傍聴及びプレスの傍聴につきましては、オンライン傍聴に限って可能としております。

議事録と議事要旨、配付資料については、これまでと同様、特別の事情に該当する場合を除き、特許庁のホームページにおいて公開させていただきます。議事録については、委員の皆様方に、後日、内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

定足数、配付資料の確認は以上となります。

○大須賀委員長代理　ありがとうございました。

令和4年度審査品質管理小委員会報告書（案）について

○大須賀委員長代理　それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、「令和4年度審査品質管理小委員会報告書（案）について」、審査品質管理の実施体制、実施状況に関する改善提言を中心に御議論いただきたいと思いますと考えております。

それでは、資料1について事務局から説明をお願いいたします。

○田中品質管理室長　ありがとうございます。

資料1「令和4年度審査品質管理小委員会報告書（案）」について御説明いたします。

まず報告書の構成ですが、ivページ目の目次を御覧ください。昨年度の報告書と同様、ⅠからⅣの4章構成となります。

「Ⅰ．特許庁における審査品質管理の取組の概要」は、昨年度と同様に、特許庁における審査品質管理の取組の概要を簡潔に紹介した内容となっております。

「Ⅱ．審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果」の1.から3.は、第1回小

委員会の議題1「審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）」において御了承いただいた内容でございまして、第1回小委員会の資料3と同一です。

「Ⅲ．審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言」は、第1回小委員会の議題2「審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員の改善提案について」の御審議を踏まえて、事務局にて作成した本小委員会の改善提言（案）になります。本日は、特にこの部分について御審議いただけますと幸いです。

「Ⅳ．むすび」は、第1回小委員会において御評価いただいた点及び今後期待する点として御審議いただいた点を整理しております。特に第3段落は、第1回小委員会の議題3「ユーザー評価及び審査官向けアンケートに基づく今後の審査の品質管理・品質向上に向けた方向性」と関連しており、第1回小委員会の資料5でお示ししたスライドのうち、特許、意匠、商標のユーザー評価と審査官向けアンケートのグラフについて、参考資料4、5として参照できるようにしたものでございます。

また、むすび以降に参考資料を4点添付しております。

参考資料1は、「審査品質管理に関する評価項目及び評価基準」、参考資料2は、Ⅱの審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果の一覧、参考資料3は、Ⅲの審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言の一覧です。参考資料4、5は、先ほど御説明しましたように、第1回小委員会の資料5のうち、ユーザー評価と審査官向けアンケートのグラフを抜粋したものでございます。

次に、資料1の「Ⅲ．審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言」について御説明いたします。

37 ページ目を御覧ください。改善提言は、第1回小委員会での資料4及び御発言を取りまとめて事務局にて整理させていただいたものとなっております。特許、意匠、商標、いずれも4つございまして、具体的には枠囲みの中の記載が本小委員会としての改善提言の内容となっております。枠囲みの記載の下には、改善提言に関する委員からの御意見を列挙しており、これらの委員の御意見に基づき、事務局にて枠囲みの記載のように改善提言を取りまとめさせていただいております。

なお、列挙しました御意見は、議事録からそのまま抜粋しますと、前後の文脈が分かり辛くなることもございますので、文章として意味が分かり易くなるよう補足させていただいた箇所もございます。また、複数の御意見が類似するような場合は、1つにまとめさせていただいております。

特許、意匠、商標、重複する部分もございますが、これから読み上げさせていただきます。

まず、特許審査の品質管理に関する改善提言です。

＜改善提言 1＞は、「審査の質に関する分析・課題抽出を継続し、質の向上に資する各種対策を講じることを期待する。」

＜改善提言 2＞は、「国際的に遜色のない水準の審査官数の確保と、業務のさらなる効率化に努めるとともに、先端技術分野への対応を継続することを期待する。」

＜改善提言 3＞は、「判断の均質性の向上や先行技術調査の精度の改善に向けて、審査官間の協議やツールの活用等により対応を進めることを期待する。」

＜改善提言 4＞は、「ユーザーとのコミュニケーションの改善や、スタートアップを含む幅広いユーザーとの積極的な意見交換を実施し、特許権の共創を進めて行くことを期待する。」

以上が特許についての改善提言です。

続いて、意匠です。

＜改善提言 1＞は、「審査の質に関する分析・課題抽出を継続し、質の向上に資する各種対策を講じることを期待する。」

＜改善提言 2＞は、「国際的に遜色のない水準の審査官数の確保とその育成に取り組むとともに、業務のさらなる効率化を期待する。」

＜改善提言 3＞は、「判断の均質性の向上や新保護領域の審査の質向上に向けて、審査官間の協議や起案事例集の充実化等により対応を進めることを期待する。」

＜改善提言 4＞は、「ユーザーとのコミュニケーションを改善するとともに、幅広いユーザーとの積極的な意見交換を実施し、国内外のユーザーニーズに的確に応えることを期待する。」

以上が意匠についての改善提言です。

最後に商標です。

＜改善提言 1＞は、「審査の質に関する分析・課題抽出を継続し、質の向上に資する各種対策を講じることを期待する。」

＜改善提言 2＞は、「引き続き審査官の数の確保及びその育成を推進するとともに、審査処理期間が再度長期化しないための取組を進めることを期待する。」

＜改善提言 3＞は、「審査官間の判断の均質性や識別性の判断に関するユーザーの問題

意識に対し、引き続き、商標審査基準等の指針に沿って統一のとれた審査を行うとともに、より具体的な改善策の検討を進めることを期待する。」

＜改善提言４＞は、「ユーザーとのコミュニケーションについて、より一層の円滑化に向けて、引き続き相互の理解を深める取組の推進を期待する。」

以上が商標についての改善提言です。

事務局からの御説明は以上となります。

○大須賀委員長代理　ありがとうございました。

事務局から説明がありました報告書（案）、特に本日は改善提言に関しまして御意見のある方は挙手、または御発言希望の旨をチャットに御記入いただければと思います。

既にいただいております改善提言についての補足的な説明、あるいは御意見、御感想、いずれでも構いません。いかがでしょうか。

それでは、せっかくの機会でございますので、ぜひ皆様方から一言ずつ御意見、御感想をいただければと思います。恐縮ですが、名簿順にこちらから指名させていただいて、順次、御発言いただければと思います。

それでは、まず市川委員、いかがでしょうか。

○市川委員　こんにちは。よろしくお願いいたします。市川です。聞こえておりますでしょうか。

○大須賀委員長代理　聞こえております。どうぞよろしくお願いいたします。

○市川委員　報告書をおまとめいただきまして、ありがとうございました。非常によくまとまっております、今後この改善提言に基づいて、より良い審査を進めていただきたいと思います。そして、品質管理の評価がより向上するように進めていただければ良いと思います。

特に、以前、私から指摘させていただいたように、審査官とユーザーとの間の認識の乖離があった判断の均質性のところにつきまして、品質の向上に向けた取組を進めていただくことを期待しております。

また、おまとめいただいた改善提言に関しましては、スタートアップ支援の観点から、中小・スタートアップとの関係強化について期待しております。今後も、引き続きよろしくをお願いいたします。

私からは以上です。

○大須賀委員長代理　ありがとうございました。それでは、井上渉委員、いかがでしょう

か。

○井上（渉）委員 ありがとうございます。井上でございます。

報告書（案）につきましては、全面的に賛同いたします。

一言だけ申させていただければ、毎年の課題ではありますけれども、人員確保という体制強化を引き続き進めていただく一方で、人手不足を補完するＡＩなどの研究を進めて、是非とも早い段階で実装できるようやっていただくことを期待しております。

私からは以上でございます。

○大須賀委員長代理 ありがとうございます。それでは、続きまして、君嶋委員、いかがでしょうか。

○君嶋委員 ありがとうございます。私からも報告書（案）については、全面的に賛成させていただきます。

他の委員から御指摘いただいたところに加えまして、私からは、品質管理の取組について大変努力されているということがよく理解できました。その広報について、私からもっと分かり易いようにしたらどうかということを申し上げましたところ、その点についても御対応いただき、また報告書にも加えていただいたこと、感謝申し上げます。

以上でございます。

○大須賀委員長代理 ありがとうございます。それでは、引き続きまして、下川原委員、いかがでしょうか。

○下川原委員 下川原でございます。聞こえておりますでしょうか。

○大須賀委員長代理 はい、聞こえております。

○下川原委員 すみません、通信状態が心配なので、カメラなしでコメントさせていただきます。

今回の資料の取りまとめと御説明、ありがとうございます。内容的には賛同いたします。非常に分かり易くまとめていただきまして、感謝申し上げます。

全般的なコメントになりますけれども、特許、意匠、商標ともに各種の施策を講じていただいて、概ね高い品質が維持されている状況と理解しております。今後もモニタリングを継続していただいて、各種のスコアの経時変化なども見つつ、ユーザーですとか審査官の皆様のリアルな声を聞いていただいて、課題を一つ一つ分析して潰していくという地道な活動になりますけれども、ぜひ推進していただければと思います。

あと、今年度も審査官の数の確保という点が改善提言に挙がっております。適切な人材

確保というのは、世の中的にもなかなか簡単にはいかないような状況にありますし、例えば特許については任期付の審査官の数が 2024 年度から減少していくというようなお話もお聞きしておりますので、審査官数の維持・確保と育成、それから先ほど委員の先生からお話がありましたけれども、A I などツールを使って業務効率化を進めるといったようなことについて、継続して手を打っていただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

○大須賀委員長代理 ありがとうございます。それでは、鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 今回まとめていただきまして、ありがとうございます。

私どもがお話ししたことを網羅していただいていると思いますので、非常にすばらしい提言のまとめをしていただいたと思っております。

全体的なコメントとしましては、これからも引き続き品質向上に向けて努力していただくことを期待しておりまして、特に昨今、法改正等いろいろ動きもありますので、それについていけるように、特にユーザーとのコミュニケーション、または審査官とのコミュニケーションをとっていくことが大事なと思いますので、そのところについても引き続き留意していただいて、改善していただければと思います。

以上です。

○大須賀委員長代理 ありがとうございます。それでは、引き続きまして、椿委員、いかがでしょうか。

○椿委員 どうもありがとうございます。とてもよくまとめていただいていると思っております。全面的に賛成しております。

そして、私から、特に力を入れていただきたいところを申し上げますと、基本的なところなのですが、改善提言 1 のところで、ユーザー評価調査の評価と審査官側の認識との乖離の分析はすごく重要ですので、引き続きよろしく願いしたいことと、内外乖離案件の要因分析なども十分に、今まで行われていますけれども、継続的によろしく願いしたいと思います。

それから、A I などの技術も非常に急激に進歩しておりますので、改善提言 2 のところですが、先端技術分野への対応も今までと同じように、またさらに継続的に頑張っていただきたいと思っております。

以上でございます。どうもありがとうございます。

○大須賀委員長代理 ありがとうございます。それでは、引き続きまして外川委員、い

かがでしょうか。

○外川委員 外川でございます。すばらしい報告書をおまとめくださいます、どうもありがとうございました。全面的に賛成させていただきます。特に商標に関しましては、審査の質向上だけではなく、スピードもこれまでどおり速くするということを担保いただけるということでありがたく思っており、どうぞよろしくお願いいたします。

特許庁の年次報告書の見方がもし正しいといたしますと、外国からの出願、商標出願件数がここ5、6年増えているようでございます。折しも法改正によりまして、模倣品対策強化の改正商標法が施行されたばかりであり、また新しくコンセント制度導入の改正法も検討されているようでございまして、これまでいわゆるアサインバック制度に不慣れであった外国出願人にとっては、ますます日本の商標制度は魅力的になるのではないかと考えております。

そのような中で、国内ユーザーはもちろんのことでございますが、外国ユーザーとも引き続きコミュニケーションをとられまして、日本の審査の品質に御満足いただけるように取組を続行いただけますことを期待しております。

以上でございます。

○大須賀委員長代理 ありがとうございます。それでは最後になりますが、別宮委員、いかがでしょうか。

○別宮委員 別宮でございます。聞こえておりますでしょうか。

○大須賀委員長代理 はい、聞こえております。

○別宮委員 報告書（案）の取りまとめと御説明ありがとうございます。非常に簡潔に分かり易くまとめていただいていると思います。記載内容については全く異存ございません。

他の委員の方からも既にコメントがありましたとおり、この改善提言は、これからいかに実行していくかというところが一番大事なところだと思いますので、是非、推進していただきたいと思います。

1点、特許の改善提言1だったでしょうか、審査の質を測る新たな指標があったほうが良いのではないかと、と前回の小委員会でも私からコメントいたしましたけれども、それについてちょっとコメントさせていただきます。

先日、内閣府の知的財産戦略本部 構想委員会で、特許庁さんからも特許審査を通じたイノベーションということで資料を御提示いただいていたと思います。その中で知財の業界

誌「I AM」のアンケート結果のデータが載っておりました。その「I AM」がどこまで信頼できるかは別としまして、特許庁さんで行っているアンケート調査という内部の調査だけでなく、外部の調査結果も今後参考にしていただけるといいのではないかと思います。事務局の方には事前にちょっとお伝えしていました。

以上でございます。ありがとうございました。

○大須賀委員長代理　ありがとうございました。各委員の皆様方、積極的に御発言いただきまして、どうもありがとうございます。

私からも一言申し上げます。

ポストコロナの時代に入ってまいりまして、これは世界的に見てもそうですけれども、経済状況の変化がみられ、あるいは技術開発状況も新たなフェーズに向けて大きく変化していきっているように感じております。

そのような中で、各分野の審査におきましては、御指摘いただいておりますように、ユーザーとのコミュニケーションを図る中で、そういった新しい動きも受け止めながら、また他方で、体制整備、あるいは審査官の審査の質の向上に向けて、さらなる改善のための努力を続けていただきたいと考えております。

私からは以上です。

それでは、井上委員長からコメントをいただいているようですので、事務局からお願いいたします。

○田中品質管理室長　事務局でございます。

本日、井上由里子委員長は、やむを得ない事情で御欠席となりますが、今朝、本小委員会に向けてのコメントをいただいておりますので、簡単にその概要のみ御紹介させていただきます。

コメントは2点ございます。1つ目は「今後の品質管理小委員会に期待される役割について」ということで御意見いただいております。これまで品質管理小委員会が平成26年に設置されて以来、10年の取組を通じて、特許庁における継続的な審査の質向上のための自律的なPDCAサイクルが確かに根づいてきたと言えるということで、その結果として、小委員会においては、ミクロレベルでの実務的な課題の拾い上げや、具体的な改善提言を行う余地は、實際上、大分少なくなっている印象を受けるということで、本小委員会におけるミクロレベルの検証は、審査官の判断の均質性をはじめ、従前から課題として指摘されながら、十分な改善が得られていない重点項目に絞り、それ以外の項目については、

大枠でのモニタリングにとどめることにしても良いと思われる、というコメントをいただいております。

もう1つは、「特許庁におけるデザイン経営の観点から見た品質管理活動の捉え直し」ということで、経産省、特許庁は平成30年にデザイン経営宣言を策定、特許庁自身はその業務にデザイン思考を取り入れる取組を行ってきたというところ、特許庁における審査品質の維持改善に向けた活動も、行政サービスデザインの実践の1つとして捉え直すことができるということで、ユーザーとの特許権の共創が掲げられ、審査官とユーザーとの協働による「強く・広く・役に立つ権利」の実現が目指されているのは、特許庁がこのような動向を意識してデザイン経営を進化させていることの現れであろう、ということで、特許庁の審査官・職員、さらにユーザーを含めた品質管理活動に関わるステークホルダーに、このようなフレームワークで品質管理活動の意義を再認識してもらうことは、品質管理活動を活性化し、新たな視点での取組にも繋がっていくと考えられる。また、デザイン経営を率先して進めてきた特許庁が、審査品質の管理においても、サービスデザイン思考に基づく取組を進めていることは、もっと積極的にアピールされるべきであろう。

この2点、コメントをいただいております。

以上、概略の御紹介となります。

○大須賀委員長代理 井上委員長、ありがとうございました。

それでは、以上の各委員からいただきました御意見等について、事務局のほうで何か回答、あるいは補足していただくようなことはございますか。どうぞ。

○諸岡調整課長 調整課長の諸岡でございます。

先ほど委員の皆様から、体制整備とA Iの活用について御意見をいただいたので、一言だけ補足説明させていただきます。

第2回目であるこの委員会の前に、産構審の知財分科会ですとか、先ほど別宮委員からありました内閣官房の構想委員会がありまして、その委員会の場でも、特許審査の体制整備というのは極めて重要であるということと、業務の効率化というのも併せてやっていくべきだという御意見をいただいております。

私どもとしましても、こうした御意見と、品質管理小委員会で皆様からいただいた御意見を受けまして、審査の体制構築を進めていくとともに、業務の効率化を、A I等を使って進めていくということを考えております。

こうした体制を十分に整えた上で、これまでも特許庁が進めてきたスタートアップの支

援ですとか、中小企業の支援ですとかをさらに強化させて進めていきたいと考えておりますので、ぜひとも御支援をいただきたいと思いますと思っております。

ありがとうございました。

○大須賀委員長代理　ありがとうございました。他に何かありますでしょうか。どうぞ、高野商標課長。

○高野商標課長　商標課長の高野でございます。

委員の皆様方には様々な観点から御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。いただきました御意見を踏まえまして、商標審査の品質管理に取り組んでまいりたいと考えております。

外川委員から商標審査のところに言及いただきましたので、一言コメントさせていただきます。

外川委員がおっしゃったとおり、商標の審査の審査期間を短縮してまいりました。商標の審査の質の向上だけではなくて、今後、出願件数に変化があっても、この審査期間は維持していくように努力してまいりたいと考えております。

また、外国の出願人とのコミュニケーションということでございますが、例えば今度5月の国際商標協会の年次総会がございますので、そこにJPOも参加して、外国の出願人とはコミュニケーションをとってまいりたいと思っておりますし、毎年TM5の年次総会の中では、5か国のユーザーとのユーザーセッションがございますので、そういうところでも日本の特許庁の制度等を発信して、ユーザーとコミュニケーションをとってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○大須賀委員長代理　ありがとうございました。それでは、久保田意匠課長、お願いいたします。

○久保田意匠課長　意匠課長の久保田です。今回は意匠審査の品質管理につきましても、様々な御提言をいただきまして、ありがとうございます。

特許、商標と共通する御提言もありましたけれども、意匠特化の提言としましては、特に新保護領域の部分での質の向上ということも御提言いただいておりますので、その点、しっかり留意しながら次年度以降、取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○大須賀委員長代理　田中品質管理室長、どうぞ。

○田中品質管理室長　ありがとうございます。本日は委員の皆様、有意義な御意見、御提案、さらに激励のお言葉を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。

特許についていただいた御意見等について、品質管理の観点のところを中心に、私から補足させていただきます。

まず、改善提言 1 に関しましては、市川委員、椿委員からユーザー評価調査の評価と審査官側の認識の乖離の分析などをしっかりとやってほしいとの御意見をいただきました。我々、今年度実施しましたアンケート結果など、属性ですとか技術分野といったところを踏まえつつ整理して、強み・弱みというのをしっかりと把握して、きめ細かな対策を検討してまいりたいと思います。また、品質管理においてメリハリのある対策というのもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

椿委員から、内外乖離、内内乖離の分析についてもしっかりとやっていくようにというお言葉を頂戴いたしました。これまでもこの辺りの対応というのはしっかりと取り組んでおるところでございます、近年、その発生件数自体は減少傾向にはございます。特に内外乖離については、例えば国ごとの審査基準等の相違に起因するようなやむを得ないケースというのも多数存在することは確認できていますが、これらを少しでも減らせるように、引き続き進めてまいりたいと思います。

別宮委員より、審査の質を測る指標のさらなる改善ということで、国際的な知財雑誌「IAM」の調査について参考にしてはどうかという御意見をいただきました。我々特許庁で毎年実施しておりますユーザー評価においても、IP5を中心に他庁との比較という形で出しておりまして、海外のユーザーの方々も含めて御回答いただいて、指標として利用しているところがございますが、海外ユーザー等の属性などを考慮した上で評価を分析するとか、御提案いただいた「IAM」のような外部の調査の方法も参考にさせていただきながら、今後、質を測る指標の在り方について検討してまいりたいと思います。

御参考まででございますけれども、前回紹介された「IAM」の調査結果におきましては、IP5における日本の特許の質について、上位評価割合の高さはEPOに次いで第2位。一方、下位評価の割合の低さというところは、JPOが第1位と御評価いただきました。御参考までに、この点、補足させていただきます。

君嶋委員から、情報へのアクセス性向上についての言及がございました。我々も、ユーザーの皆様に、様々な取組ですとか情報を分かり易く御提供していくということは非常に大事なことだと考えておりますので、今後、情報発信の手法、さらなる改善に努めてまい

りたいと考えております。

改善提言 4 に関連しまして、市川委員、鈴木委員、大須賀委員長代理におかれましては、中小・スタートアップを含めて幅広いユーザーとの関係強化、コミュニケーションを期待したいという御意見をいただいております。我々は、これまでも中小企業様を含めて意見交換を実施していましたが、引き続き中小・スタートアップ等、特許制度ユーザー皆様の声にしっかり耳を傾けながら、品質向上に繋がるような取組を進めてまいりたいと考えております。

私からの補足は以上となります。

○大須賀委員長代理 ありがとうございます。

それでは、本日提出していただきました報告書（案）につきましては、特に修正なしということで、委員の皆様方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、特に御異議がないものと認めますので、この報告書（案）で確定ということにさせていただきたいと思えます。皆様方、どうもありがとうございました。

長官挨拶

○大須賀委員長代理 それでは、最後に、濱野長官から一言御挨拶をお願いいたします。

○濱野長官 特許庁長官の濱野でございます。

委員の皆様におかれましては、大変御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございました。また、大須賀委員におかれましては、第 1 回の本委員会に引き続き、急遽、井上委員長に代わって委員長代理として議事を進めていただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本小委員会では、平成 26 年から品質管理の実施状況・実施体制について、有識者の皆様による客観的な評価とさらなる改善に向けた御提言をいただいております。本年度も 2 回にわたる御審議を賜り、昨年度の改善提言に対する取組状況について前向きな御評価をいただくとともに、ユーザーとのコミュニケーションの改善や判断の均質性の向上を期待するといった御意見を頂戴いたしました。

また、本年度は、ユーザー評価及び審査官向けアンケートに基づく今後の審査の品質管理・品質向上に向けた方向性についても御賛同賜りました。

今般の御審議で委員の皆様方から頂戴した御意見を真摯に受け止めまして、本日取りまとめていただきました報告書の提言内容を実現すべく、特許庁を挙げて取り組んでまいります。

今後も引き続き審査の質を確保するために、皆様方のお知恵をお貸しいただきますよう、改めてお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○大須賀委員長代理 濱野長官、ありがとうございました。

それでは、最後に、今後のスケジュールについて事務局からお願いいたします。

○田中品質管理室長 皆様、どうもありがとうございました。本日御審議いただきました報告書につきましては、後日、特許庁のホームページにて公開させていただきます。

また、来年度の品質管理小委員会のスケジュールは、現時点では未定でございますが、スケジュールが固まり次第、早急に委員の皆様へ御連絡いたします。

○大須賀委員長代理 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会知的財産分科会令和4年度第2回審査品質管理小委員会を閉会いたします。皆様、どうもありがとうございました。

閉 会